

ドローン関連展示会等出展支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 大分県ドローン協議会（以下「協議会」という。）の会長（以下「会長」という。）は、ドローン産業の育成を図ることを目的に、会員のドローン関連機器及びソフト、サービス（以下「ドローン関連機器等」という。）の販路開拓を促進するため、会員が展示会・見本市等（以下「展示会等」という。）に出展するにあたって必要となる経費に対し、予算の定めるところにより補助金を交付するものとし、その交付については、大分県補助金等交付規則（昭和43年大分県規則第27号。以下「規則」という。）の規定のうち知事を会長に読み替えて準用するほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助事業者」という。）は、協議会会員とする。

(補助対象事業)

第3条 補助交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、ドローン関連機器等の国内販路開拓を行うため、国内の展示会等への出展を行うものとする。

(補助対象経費及び補助率等)

第4条 この補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助率は、別表のとおりとする。

- 2 同一の補助事業者に対する補助金の交付は、同一年度内において1回とし、通算して3回を限度とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を申請使用とする者は、次に掲げる書類を添付し、補助金交付申請書（第1号様式）を会長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 出展予定の展示会の概要（パンフレット等）
- (4) 過去の出展実績一覧表（第4号様式）
- (4) 誓約書
- (5) その他会長が必要と認める書類

- 2 第1項の規定による申請書を提出するにあたって、事業実施主体は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律

第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助条件)

第6条 補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容を変更する場合は、補助事業変更承認申請書(第5号様式)を会長に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、会長の承認を受けること。
- (3) 補助事業の執行が困難となった場合は、すみやかに会長に報告し、その指示を受けること。
- (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭(預金)出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (5) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であつてはならないこと。
- (6) 第5条第2項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第11条の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告すること。
- (7) 第5条第2項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第12条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額(前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書(第6号様式)により速やかに会長に報告するとともに、当該金額を返還すること。
- (8) その他、規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(補助金の交付決定の通知)

第7条 会長は、補助金の交付申請があつたときは、審査委員の審査結果と予算額を勘案して、事業及び補助額を決定し、補助金の交付の決定(採択)・不採択を申請者に通知するものとする。

なお、補助金の交付を決定(採択)した者に対しては、補助金交付決定通知書(第7号様式)により通知するものとし、その決定の内容及びこれに付した条件を併せて通知する。

(申請の取下げのできる期間)

第8条 補助金等の交付の申請をした者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金等の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、補助金交付決定通知書を受領した日から起算して15日を経過した日までに申請の取下げをすることができる。

(補助金の交付方法)

第9条 この補助金は、精算払の方法により交付する。ただし、会長が必要と認める場合は、概算払の方法により交付することができる。

(補助金の交付請求)

第10条 補助金の交付決定の通知を受けたものが、補助金の交付を請求しようとするときは、ドローン関連展示会等出展支援事業費補助金交付請求書(第8号様式)を会長に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。)は、補助事業実績報告書(第9号様式)に、次に掲げる書類を添付し、事業完了若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の2月15日のいずれか早い期日までに会長に提出しなければならない。ただし、提出遅延に係る事前承認申請書(第10号様式)を会長に提出し、やむを得ないものと会長が認めた場合は、期限について猶予することができる。

(1) 事業結果報告書(第11号様式)

(2) 収支精算書(第12号様式)

(3) 領収書又は請求書の写し

(4) その他会長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 会長は、実績報告等が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助金の額の確定通知書(第13号様式)により通知する。

(書類の提出部数等)

第13条 この要綱の規定により会長に提出する書類の部数は1部とし、その様式、提出期限及び審査基準は、この要綱の本則に定めのあるもののほか、別に会長が定めるところによる。

附 則

この要綱は、大分県ドローン協議会の令和元年度予算から適用する。

別表

補助対象経費		補助率
経費区分	内容	(補助限度額)
(1) 会場借上費	出展小間料	1 / 2 以内 (上限 30 万円、 千円未満切捨て)

第1号様式（第5条関係）

年度ドローン関連展示会等出展支援事業費補助金交付申請書

年 月 日

大分県ドローン協議会会長 殿

住所（事業実施主体代表者の所在地, 郵便番号）
名称（事業実施主体代表者の名称）
氏名（事業実施主体代表者の代表者の氏名）,

____年度において、下記のとおり ____年度ドローン関連展示会等出展支援事業を実施したいので、補助金_____円を交付されるよう、ドローン関連展示会等出展支援事業費補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- | | | |
|--------------------------|------------|---|
| 1 事業内容及び内容 | 事業計画書のとおり | |
| 2 補助金交付申請額 | 補助事業に要する経費 | 円 |
| | 補助対象経費 | 円 |
| | 補助金交付申請額 | 円 |
| 3 添付書類 | | |
| (1) 事業計画書（第2号様式） | | |
| (2) 収支予算書（第3号様式） | | |
| (3) 出展予定の展示会の概要（パンフレット等） | | |
| (4) 過去の出展実績一覧表（第5号様式） | | |
| (5) 誓約書 | | |
| (6) その他会長が必要と認める書類 | | |

第2号様式（第5条関係）

事業計画書

1 申請者の概要

企業名			
所在地			
代表者名	役職	氏名	
主たる業種			
主要製品			
従業員数	名	設立	年 月
資本金	千円	売上高	千円
連絡担当者	所属・役職	氏名	
	TEL	FAX	
	e-mail		

2 事業内容

学会・展示会の名称	
会場及び所在地	(会場名) (所在地)
開催期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日
出展商品の技術的な特徴及びビジネス可能性	
申請展示会・見本市に商品を出展することによる効果	
商品出展・ビジネス成立にある県内産業への寄与	※事業所が県外の場合は、ビジネス取引に関連する県内企業との関連も記載してください。

第3号様式（第5条関係）

収支予算書

1 収入の部

（単位：円）

項目	予算額	備考
自己資金		
補助金		
借入金		
その他		
計		

2 支出の部

（単位：円）

項目	予算額	備考
会場借上費		
計		

※詳細については別紙に記載すること。

別紙

経費 区分	内容	補助事業に 要する経費	補助対象 経費	補助金 交付申請額	備考
会場 借上料				/	
	計				
合計					

- ※1 「補助事業に要する経費」は、当該補助事業に要する経費を税込みで記載すること。
- ※2 「補助対象経費」は、「補助事業に要する経費」から消費税や振込手数料などの補助対象外経費を除いた額を記載すること。
- ※3 「補助金交付申請額」は、「補助対象経費」の合計に補助率を乗じた金額以内で、かつ、補助限度額以内を記載すること。

第4号様式（第5条関係）

過去の出展実績一覧表

学会・展示会の名称	会場及び所在地	展示期間	展示内容

※補助金の交付申請から遡って過去3年の間にドローン関連の展示出展をした実績があれば、直近の3件を記載すること。

誓約書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、大分県ドローン協議会が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が、大分県ドローン協議会と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員が役員となっている事業者
 - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

大分県ドローン協議会会長 殿

[法人、団体にあつては事務所所在地]

住 所

(ふりがな)

氏 名

印

生年月日（明治・大正・昭和・平成） 年 月 日（男・女）

※大分県ドローン協議会では、大分県暴力団排除条例に基づき、補助金交付事務から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

第5号様式（第6条関係）

年度ドローン関連展示会等出展支援事業変更承認申請書

年 月 日

大分県ドローン協議会会長 殿

住所（事業実施主体代表者の所在地, 郵便番号）
名称（事業実施主体代表者の名称）
氏名（事業実施主体代表者の代表者の氏名）,
電話番号

年 月 日付け第 号で交付決定通知のあった年度ドローン関連展示会等出展支援事業について、下記のとおり変更したいので承認されるよう、ドローン関連展示会等出展支援事業補助金交付要綱第6条第1項第1号の規定により申請します。

記

1	変更交付申請額	金	円
	既交付決定額	金	円
	変更による増減額	金	円

2 変更の理由

（備考）

以下、第1号様式の記の3以下に準じて作成するものとし、変更前と変更後が比較対照できるよう、変更部分を二段書きにし、変更前をカッコ書きで上段に記載すること。

第6号様式（第6条関係）

年度ドローン関連展示会等出展支援事業費補助金
に係る消費税等仕入控除税額確定報告書

年 月 日

大分県ドローン協議会会長 殿

住所（事業実施主体代表者の所在地、郵便番号）
名称（事業実施主体代表者の名称）
氏名（事業実施主体代表者の代表者の氏名）、
電話番号

年 月 日付け第 号で交付決定通知のあった年度ドローン関連展示会等
出展支援事業費補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したので、ドローン関連展示会
等出展支援事業費補助金交付要綱第6条第1項第7号の規定により、下記のとおり報告し
ます。

記

1 補助金の額の確定額	金	円
(年 月 日付け第 号による額の確定通知額)		
2 補助金の額の確定時に減額した消費税等仕入控除税額	金	円
3 消費税等の申告により確定した消費税等仕入控除税額	金	円
4 助金返還相当額（3－2）	金	円
5 その他		

(1) 消費税等仕入控除税額集計表（別紙）を添付すること。

(2) その他参考となる書類

※消費税確定申告書の写し及びその添付書類（補助金に係るもの）を添付すること。

年度ドローン関連展示会等出展支援事業費補助金
に係る消費税等仕入控除税額集計表

仕入に係る消費税額及び 地方消費税額 (A)	補助率 (B)	仕入に係る消費税等仕入 控除税額 (A×B)	備考

- (注) 1 「仕入に係る消費税額及び地方消費税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法の規定により、仕入に係る消費税額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記載すること。
- 2 「仕入に係る消費税等仕入控除税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法の規定により、仕入に係る消費税額として控除できる金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額を記載すること。

第7号様式（第7条関係）

年度ドローン関連展示会等出展支援事業費補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

殿

大分県ドローン協議会会長

年 月 日付けで補助金の交付申請のあった 年度ドローン関連展示会等出展支援事業費補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、ドローン関連展示会等出展支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第7条の規定により通知します。

記

1 補助対象経費 金 円

2 補助金の交付決定額 金 円

3 補助条件

- (1) 補助事業の内容を変更する場合は、補助事業変更承認申請書（第5号様式）を会長に提出し、その承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、会長の承認を受けること。
- (3) 補助事業の執行が困難となった場合は、すみやかに会長に報告し、その指示を受けること。
- (4) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭（預金）出納簿等の帳簿及び契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。
- (5) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であってはならないこと。
- (6) この補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「財産」という。）は、会長の承認を受けないで、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保の用に供してはならないこと。ただし、減価償却資産の耐用年数等に

関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間を経過している場合はこの限りではないこと。

- (6) 財産は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管し、当該補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図ること。
- (7) 会長の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を協議会に納付させることがあること。
- (8) 第5条第2項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第10条の規定による実績報告書の提出時に、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告すること。
- (9) 第5条第2項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした場合は、第11条の規定による補助金の額の確定通知を受けた後において、消費税等の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、その金額（前号の規定により減額した場合は、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金に係る消費税等仕入控除税額確定報告書（第6号様式）により速やかに会長に報告するとともに、当該金額を返還すること。
- (10) その他、規則、実施要領及びこの要綱の定めに従うこと。

(備考)

要綱第6条第1項第1号の規定による補助事業変更承認申請書（第5号様式）に基づき変更交付決定をする場合は、この様式中「交付決定通知書」を「変更交付決定通知書」に、「交付申請」を「変更承認申請」に、「交付」を「変更交付」にそれぞれ読み替えるものとし、記の1及び2については、変更前をカッコ書きで上段に記載すること。

第8号様式（第10条関係）

年度ドローン関連展示会等出展支援事業費補助金交付請求書

年 月 日

大分県ドローン協議会会長 殿

住所（事業実施主体代表者の所在地、郵便番号）
名称（事業実施主体代表者の名称）
氏名（事業実施主体代表者の代表者の氏名）、
電話番号

年 月 日付け第 号で交付決定通知のあった 年度ドローン関連展示会等
出展支援事業費補助金については、下記のとおり精算払（概算払）の方法により交付され
るよう、ドローン関連展示会等出展支援事業費補助金交付要綱第10条の規定により請求
します。

記

補助金交付 決定額	既受領額	今回請求額	残額	事業完了予定 (完了)年月日	備考
円	円	円	円		

支払先：
金融機関名：
口座番号：
口座名義：

第9号様式（第11条関係）

年度ドローン関連展示会等出展支援事業実績報告書

年 月 日

大分県ドローン協議会会長 殿

住所（事業実施主体代表者の所在地、郵便番号）

名称（事業実施主体代表者の名称）

氏名（事業実施主体代表者の代表者の氏名）、
電話番号

年 月 日付け第 号で交付決定通知のあった 年度ドローン関連展示会等出展支援事業について、下記のとおり実施したので、ドローン関連展示会等出展支援事業費補助金交付要綱第11条の規定により、その実績について関係書類を添えて報告します。

記

1 事業内容及び効果 事業計画書のとおり

2 事業完了年月日 年 月 日

3 添付書類

(1) 事業結果報告書（第10号様式）

(2) 収支精算書（第11号様式）

(3) 領収書又は請求書の写し

(4) その他会長が必要と認める書類

第10号様式（第11条関係）

年度ドローン関連展示会等出展支援事業実績報告書の提出遅延に係る事前承認申請書

第 号
年 月 日

大分県ドローン協議会
会長

殿

申請者

代表者

住所（申請者の所在地）

名称（申請者の名称）

氏名（申請者の代表者の氏名）

印

電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった 年度ドローン関連展示会等出展支援事業について、下記の理由により実績報告書の提出が遅延するので、承認されるようドローン関連展示会等出展支援事業費補助金交付要綱第10条の規定により申請します。

記

遅延の理由：

完了見込期日：

第11号様式（第11条関係）

事業結果報告書

1 申請者の概要

企業名			
所在地			
代表者名	役職		氏名
連絡担当者	所属・役職		氏名
	TEL		FAX
	e-mail		

2 事業内容

学会・展示会の名称	
会場及び所在地	(会場名) (所在地)
開催期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日
出展商品及び特徴	
出展による効果（ビジネスにつながる可能性がある企業名及び見込まれる販売数量及び販売額）	
今後の事業目標	

※ 展示した学会、展示会の概要がわかるもの（パンフレット等）及び展示の様子をまとめたもの（ブース写真や展示物の写真）等を添付すること。

第12号様式（第11条関係）

収支精算書

1 収入の部

（単位：円）

項目	精算額	予算額	備考
自己資金			
補助金			
借入金			
その他			
計			

2 支出の部

（単位：円）

項目	精算額	予算額	備考
会場借上費			
計			

※詳細については別紙に記載すること。

別紙

経費区分	内容	補助事業に要した経費	補助対象経費	補助金交付申請額	備考
会場借上料				/	
	計				
合計					

※1 「補助事業に要する経費」は、当該補助事業に要する経費を税込みで記載すること。

※2 「補助対象経費」は、「補助事業に要する経費」から消費税や振込手数料などの補助対象外経費を除いた額を記載すること。

※3 「補助金交付申請額」は、「補助対象経費」の合計に補助率を乗じた金額以内で、かつ、補助限度額以内を記載すること。

第13号様式（第12条関係）

年度ドローン関連展示会等出展支援事業費補助金の
額の確定通知書

第 号
年 月 日

殿

大分県ドローン協議会会長

年 月 日付けで提出のあった 年度ドローン関連展示会等出展支援事業実績
報告書に基づき、 年 月 日付け第 号による交付決定通知に係る補助金の
額 円については、金 円に確定したので、ドローン関連展示
会等出展支援事業費補助金交付要綱第12条の規定により通知します。